

和辻博士における「法」と「空」理解の問題点

袴 谷 憲 昭

一 問題の所在

本稿は、独創的な見解をここで初めて披瀝するといった類の論文ではない。しかし、单なる二番煎に過ぎないような論文は絶対に公表すべきではないから、それなりに公表に値すると思われる問題意識をまず明確に述べておかねばなるまい。

かつて私が「縁起と真如」という論稿をものした折に、従来の「縁起」論争には、当の「縁起」を時間的と解するか空間的と解するかとの違いがあつたにもかかわらず、そこに最も欠如していると思われるものこそ「時間」にほかならないとの批判的視点から「縁起」について論じはしたが、「縁起」を述べた第一次資料やそれに関する代表的研究成果を正面に取上げることはしなかったのである。勿論、機会が許せば、かかる試みもしてみたいとは思い、そんな気持を仄めかしもしたが、それから左程の時を経ずして、私が試みようとしてい

た一切が不必要になったと思われるような論文が現われた。

それが、松本史朗氏の「縁起について—私の如來藏思想批判⁽²⁾」だつたのである。それから早や二年近くも過ぎたことになるが、私は今にして、松本氏の論文に根本的にはなにも付け加える必要を感じない。今読み直しても、文章そのものが、「縁起」そのもののような危機的時間を表わしていく、思わずそこに引き込まれていきそうな気持になる。もし、私が「縁起」を語ろうとするなら、そこにこれ以上なにも付け加える必要がないなどと感じるよりもはるかに、松本氏の業績を奪わないように注意すべきだと改めて思う。

もつとも、本稿は、直接「縁起」をテーマとするものではなく、和辻哲郎博士の「法」と「空」に関する理解の問題点を批判的に論究しようとするものであるから、もろに抵触することはないけれども、「縁起」の正しい理解を抜きにしては、「法」も「空」も正しく理解することはできないという

点⁽³⁾を、松本氏も明白に自覚していたことであり、それゆえにこそ、仏教の正しさが問題とされる時には、仏教思想史上においても、必ず「縁起」の問題が意識されてきたのである。

「縁起」と「法」の関係については、周知のものではあるが、ペーリ『中部經典』第一八經『象跡喻大經』*Mahāha-thipadopama-sutta*⁽⁴⁾ 中に次の「」⁽⁵⁾一句がある。

Yo patīccasamuppādām passati so dhammān passati,
yo dhammān passati so patīccasamuppādām passati.

およそだれであれ縁起を見るものは法を見、およそだれであれ法を見るのは縁起を見る。

「」⁽⁶⁾れと類似の経文は、ナーガールジュナ(*Nāgārjuna*、龍樹)の『中論頌』*Madhyamaka-kārikā* を註釈したチャンドラキールティ(Candrakirti、月称)の『淨明句論』*Prasama-padā* の冒頭箇所にも闡説⁽⁷⁾引用されるが、当のナーガールジュナは、「縁起」と「」⁽⁸⁾の関係について、『中論頌』第二四章第一八頌前半で次のふうに述べてある。

yah pratītyasamutpādāḥ śūnyatāṁ tāṁ pracakṣmahe /
o�そなんであれ縁起してしまふ(pratītyasamutpāda) べ
あれば、それをすべて我々は空である(śūnyatā) べ説く。

しかし、このふへんして、「法」や「」を巡って、いくかの仏教文献史上に「縁起」との脈絡を辿ったにしたところ

で、「縁起」についての正しい理解がなければ、「法」や「」⁽⁹⁾の理解に誤りが生じることは、仏教の歴史 자체が残した、いわばどうでもよい文献の集積群を見ればわかることである。しかるにその文献に向って、なにが正しい「縁起」かという最も正統な問題意識をもつて切り込み、近代の学者の様々な予断に満ちた研究成果にも惑わされることなく、従来の通念を尽く打ち破る明哲にしてかつ判明な「縁起」観を呈示したもののが、先の松本氏の「縁起」論稿だといえる。その意味で、今後、松本氏のこの論稿を無視しては、何人も「縁起」については語れぬはずだと私は思うが、それに言及し反論したからといって、無視の汚名を蒙ることと五十歩百歩という場合だつてあるから注意を要する。例えば、津田真一氏の『般若經』から『華嚴經』⁽¹⁰⁾という論文は、明らかに松本氏の右論稿に対する反論なのだが、開き直りのふてぶてしあばかりが目に着く嫌らしいもので、論理的な反論には到底なりえていないのである。津田氏は、松本氏が非仏教的体質を剔抉するのに最も適切な呼称として作業仮設的に用いた語⁽¹¹⁾*dhātu-vāda*を、ふれへれと紛れるかのように、自分の立場の肯定にはよつ都合のよし⁽¹²⁾ *svabhāva-vāda*に摩替えた上で肯定し、松本氏が *dhātu-vāda* の呼称の下に「仏教ではなし」と否定する如來藏思想を、「如來藏思想」そは仏教だ」とまでは考へなくとも「如來藏もまた仏教だと考へてゐる」

(傍点袴谷) というように、換骨奪胎的に肯定の側へ転じていくような態度だけを終始示しているに過ぎない。しかも、松本氏に対しても、氏の態度を、「中論」的空、中觀派的空、こそは今日の学界の体制に於いて最も心やすまる定説であり、この定説・常識を絶対的な正義とした上での正義の上に立つて他者を断罪する⁽⁸⁾として非難しているが、しかし、冷静に両氏の論文を比較すれば解るように、松本氏ほど「心やすまる定説」に立つて「他者を断罪する」態度から遠い人はいはずであり、むしろ津田氏の方が、この意味でも、松本氏の対極にいることは明らかなのである。このように、津田氏には、論理よりも、態度や行為や人格に訴えて立論していくとする傾向が顕著であるが、それも「知」よりも「行」を重視する同氏より見れば当然のことなのかもしれない。しかし、一体、正しい仏教にして、「知」よりも「行」を重んじたものなどどこにありえたというのだろうか。だが、自説に対して自信満々な氏は、「知の先に行が要請されねばならない」との立場から、和辻博士の「仏教理解がヅツダの唯一絶対の行の観念の根拠の問題に全く触れ得ていない」ために、「博士が当の実践行の問題を見落されたこと」を断罪せんとする口調にさえ及び、返す刀で、道元を手前勝手に「厳肅なる生の全体像を以つて弟子たちに示されたところの行」の実践者に祭り上げたうえで、道元の法孫でもある松本氏

を、道元に真向から対立する主知主義者として断罪する⁽⁹⁾のである。しかるに、どつぶりと通念に漬り込んでしまうことは恐しいもので、津田氏は、道元が「只管打坐」の行の人ではなく、「正邪」まだ決択せずば、たれかこれを仏法なりとし、仏法にあらずとせん⁽¹⁰⁾とした知（津田氏でも決択が智慧であるくらいなことは解るはずだ）の人であることを、それを指摘した私の論文⁽¹¹⁾と共に無視しているから、こんなお目出度ことを言つてゐるに過ぎず、正しいことを知れば、「主知主義」の松本氏はむしろ道元に近いのだとすら言わなければなるまい。しかし、本稿は、津田氏のため費されるはずのものでもなく、また両氏の間に割つて入る意図の下に書かれるものでもないので、多少脱線が長過ぎたようだ。

ただし、先に、津田氏が、和辻博士について「行の問題を見落された」と指摘した側面は、本稿執筆の動機と無関係ではない。全く別なことではあるが、山折哲雄氏は、「やせほそった「仏陀」——近代仏教研究の功罪を問う——」と題する作文で、津田氏と同種の観点から、主情主義的な木村泰賢博士の仏教研究の手法を押し止め、「論理主義」的な実証研究の山を半世紀にわたって築き上げていく端緒となつた和辻哲郎博士の学説や栄光のシルエットを、両者の関係が「微妙な転移の徵候を示しはじめているように」山折氏に思われる現代の中に、週刊誌的な愚劣さで、照射しようとしている

が、私にとっての問題は、果して、晩年の和辻博士も、津田氏や山折氏が言うように、充分に「主知主義」や「論理主義」を貫いたと言えるのだろうかということなのである。私は、昭和六十二年三月までの三年間、公務として、高等学校の「倫理」の教科書と付き合う機会があり、当然の結果として、和辻博士の『倫理学』や『日本倫理思想史』などを紐解くことにもなったが、博士が歳を経て日本の文化へ肯定的に傾斜していくほど、そこには、「主知主義」でも「論理主義」でもない側面を嗅ぎ出さないわけにはいかなくなつた。しかし、そういう面での批判は、「倫理学」を専攻する人の側からなされていても当然だと思ったのであるが、格別意欲的に探そうとしたわけでもないので、なかなかその種の和辻批判には出交すことなく打ち過ぎた。⁽¹³⁾ しかるに、ふとした機会に入手した山田洸氏の『和辻哲郎論』を今年の正月に読んで、そういう批判も従来はなかなか困難だったという事情を理解すると共に、山田氏の指摘するような、和辻倫理学の背景となつた「法」や「空」の考え方は、仏教からみても全くイカサマであることを剔抉していくかねばならないと痛感するようになつたのである。

二 「法」について

さて、和辻博士が四十二歳の時の昭和六年（一九三一）に著

わした「仏教哲学における「法」の概念と空の弁証法」において、博士は次のように述べておられる。⁽¹⁴⁾

(1) 法の自性の問題は、無数の法をその法の相に従つて五位に分別した時に起つたのである。元来これらの法は差別的な現実存在の本質としてその差別的特性の把握によつて得られた。初期阿毗達磨論は、これらの差別的特性を鋭く観察することにより、それぞれの法をそれぞれの地位に置いて組織化しようとしたのであつた。（中略）かかる意味において差別的な法の自性の問題は現実存在の法を把握した原始仏教哲学の動機を力強く発展せしめたものと言わなくてはならない。

(2) しかし差別的な現実存在の根柢に「法」を見ることは、たどいその法自身がなお差別的であるとは言つても、すでに無差別への廻向である。限りなく差別的な現実的存在に対し「法」が普遍的であることはそれを示している。この廻向はさらに法の差別において無差別に帰ろうとする廻向となる。統一を求めるのは無差別への廻向である。原始仏教の縁起はここにその核心を持つてゐる。

(3) 差別的な法はその可能性の条件として常におのれの否定を意味する法に依存する。その究極は無明である。無明あるによつて一切の法があり、無明滅するによつて一切の法が滅する。しからば一切法は無明に統一せられてゐるのである。しかるに無明とは明の否定である。そうして明は滅である、絶対の否定である。一切法の統一がそれ自身否定の道によつて行なわれるのみならず、その究極たる無明は絶対的否定の否定である。しかば「無明の

滅」とは絶対的否定の否定の否定でなくてはならない。それは取りもなおさず絶対的否定に帰ることである。

(2) 無差別への廻向とはかかる否定の運動にほかならぬ。空の哲学はまさしくこの縁起法の核心を活かそうとしたものである。五

法論における差別的法の確立が原始仏教の哲学の一面を力強く発展せしめた後に、かかる差別的法の統一を他の一面によつてさらには力強く開展せしめたのである。差別的なる法に自性があるならば、その法自身の義を成するを得ない。自性空なるによつて初めて差別的なる法は法として立つことができる。語をかえて言えば差別は無差別を予想する、差別は無差別において可能である。これ竜樹の哲学の核心であるとともにまた縁起説の核心である。

山田洸氏は、私が右に敢えて(1)(2)(3)の記号を付し節に切つて示した一続きの文章中より、(1)の節を全文引用した後、⁽¹⁵⁾次のように問題点を指摘している。

これは竜樹の空の哲学について、和辻がその核心として捉えたものであるが、そこにおいて、滅（空）なる絶対の否定としての明（全体性）、明なる絶対的否定の否定としての無明（個別性）、無明なる絶対的否定の否定としての無明の滅（全体性への還帰）という構想が、そのまま人間存在の根本理法として捉えなおされていることは、さきの引用と比較すれば明白である。ところで和辻は「仏教哲学における「法」の概念と空の弁証法」を発表する以前に、和辻の学位論文となつた『原始仏教の実践哲学』を昭和二年に刊行しており、さらに今回全集に収められた未定稿「仏教倫理思想史」が大正十四年から十五年にかけて講義されて

いることも明らかにされた。これらはいすれも和辻の外遊以前のことであり、そのなかにすでに空の論理は捉えられているのであるから、和辻の体系の根幹をなす論理は、外遊以前にすでに作りあげられていたことになる。

因に、和辻博士の外遊は、年譜によれば、昭和二年、三十八才の二月より翌年の夏までであるが、仏教を含めた日本文化への還帰は、なにも晩年に始まつたことではないようだ。

というのも、ここで山田氏が指摘していることは極めて適切なことであり、和辻博士のその後の活動が「無明の滅（全体性への還帰）」という構想⁽¹⁶⁾を「そのまま人間存在の根本理法として捉え」る方向に走つたとすれば、その方向の取り方自分が、日本文化の中核をなした「本覚思想」へ還帰することを意味していたからにほかならないからである。ここで、私が近年試みている「本覚思想」に対する批判的言及を再説するつもりはないが、「本覚思想」とは、簡単にいえば、あらゆる現象（事）の背後にそれを支える唯一の根底としての本覚（理）を自明の理として前提し、かかる全体性のうちへ一切を還帰せしむる考え方を指す。人は、いかにもモダンな和辻博士の外觀に晦まされて、「主知主義」とか「論理主義」とかと呼んでみたくなるのかもしれないが、故意か否かはともかく、和辻博士は、充分にどっぷりと日本の反「主知主義」で反「論理主義」的な「本覚思想」に漬っていると言え

るのである。そもそも、先に(イ)から(ニ)にわたって長々と引用した和辻博士の記述は、原始仏教から中觀のナーガールジュナ（龍樹）に至る仏教思想史の展開に対する博士の見解を手短かに語つたものとみてよいのだが、それは、いかにも会通的「本覚思想」に乗つかったかのような史觀であつて、それによれば、仏教思想史上からは根本的対立が尽く払拭されてしまい、後はもう同じ一つの仏教が予め約束された究極の展開へ向つてただ発展するのみという構格を取つてしまふばかりはない。即ち、「差別的な現実存在の本質としてその差別的特性の把握によって得られた」原始仏教の「法」(イ)は、その根柢に「無差別」で「普遍的」な「法」を追求する阿毘達磨の哲学へと発展し(ロ)、それが「絶対的否定」への還帰を介して(ス)、「自性空」なる「⁽¹⁾の哲学」へ展開した(リ)といふわけなのである。しかも、この史觀を貫いているのが、「差別的な現実存在(事)」と「普遍的な「法」(理)」、あるいは單に「差別(事)」と「無差別(理)」という、いかにも「本覚思想」的な図式なのであって、この点は、松本史朗氏についても、和辻博士の『原始仏教の実践哲学』の数節について、「事」の系列がA、「理」の系列がBという記号で示されながら克明に辿られており、それ以上付け加えるべきはいわざかもないので、必ずやそれを参照して頂きたい。⁽¹⁸⁾

しかるに、和辻博士が「法」を「理」の系列において捉え

たことは、松本氏も既に指摘する所とく、博士が『俱舍論』の「自相を任持するから法である(svalakṣaṇa-dhāraṇād dharma)」ところアビダルマの「法」理解を自らの所に取り込んでしまつてゐるからである。しかも、博士は、かかる理解を、「仏教哲学における「法」の概念」との弁証法」においても明記する所とく、ローゼンベルグ(Otto Rosenberg⁽¹⁹⁾)の成果に基づきながら、それを批判的に継承したのであるが、ある意味では、重要な点で後退しているような風も認められる。博士は、ローゼンベルグの挙げる「法」の七義を逐一丁寧に紹介しておられるが、このでは、そのうちの、最も重要な二つの意味、即ち、第一の「性質(Eigenschaft)」、属性(Attribut)、述語(Prädictat)」の意味、及び、第二の「実体的任持者(substantieller Träger)」、意識的生命的個々の要素の超越的基体(transzendentales Substrat des einzelnen Elementes bewußten Lebens)⁽²⁰⁾」の意味のみを取り上げることにする。

さて、ローゼンベルグは、アビダルマの「法」理解に従つて、この二義中の第二の意味を選び取つて「法」の根本的意味に関する自説を展開し、それが多かれ少なかれ、最近まで強い影響力を残すことになつたのだが、かかる從来の成果に対し、第一の意味だけが「法」の基本的意味だとしたのが松本史朗氏であつて、多少時間がスッ飛ぶが、ここで多少ともそ

の画期的な見解に触れないわけにはいかない。松本氏は、「法 (dharma、ダルマ)」とは「保つもの」という通念が風靡している中で、「保たれるもの (das Getragene)」としての「性質 (Eigenschaft)」⁽²¹⁾こそが法の基本的意味だと主張したために、一見奇異な感じを与えたかも知れないが、ローゼンベルグが「術語のこの特殊的意味は一般的文献の中には見出されない」⁽²²⁾とは述べつつもその第一義として列挙しているが、く、インド思想一般でも dharma, adharma のように「性質」の意味で用いられ、今日のヒンディー語にもその意味が極普通に受け継がれている⁽²³⁾ことを考えれば、むしろ「性質」を「法」の第一義とする方が自然なのである。更に、それよりもなによりも、仏教の「法」を「性質」の意味に限定することによって、それは、それを支えるような「基体」としての「法」の理解をそこから払拭し、時間的因果関係のみとしてある「無常」にして「無我」なる「縁起」の危機的「法」だけを意味しえるようになつた点に、松本氏の指摘の高度に秀れた面があるといわなければならない。私も今や松本氏のこの見解には全面的に賛意を表明しているのである。

しかるに、ローゼンベルグは、二義中の第二について、「この意味は辞書には出ていないし又、どこにもこれまで〔そのような形で〕言い表わされていなか⁽²⁴⁾った」としながらも、アビダルマの伝統的解釈に従つて、敢えて「保つもの

(der Träger)」⁽²⁵⁾とこう第一の意味を選んだのであるが、彼および彼の解釈を採用した師のスチエルバトスコイ (Fyodor Scherbatskoy、一八六六—一九四一) は、彼らの後にやつてきて通念に塗れた解釈を提供した学者たちほど凡庸ではなかつたといわなければならない。和辻博士も指摘されたとおり、ローゼンベルグは、アビダルマの法論が決して素朴实在論ではないことを論じ、その観点より「法」を単なる「現象」や「もの」と解釈する日本仏教の伝統説を痛烈に非難したのであるが、その意義は今日でも高く評価されてよいと思われる。ところが、不幸にして、一九一八年にロシア語で出版されたその成果を知らなかつたドイツのガイガー夫妻 (M. und W. Geiger) は、一九二〇年刊行の『ペーリ聖典の法』 *Pali Dhamma* ふう書物で、ローゼンベルグの斥けた「事物 (Sache)」⁽²⁶⁾ や「もの (Ding)」⁽²⁷⁾ 「法」の解釈をむしろ前面に押し出す結果になつたのである。従つて、これに対しても、師のスチエルバトスコイが、早世した弟子に成り代つてその文献学的弊を烈しく批判し、「法」は単なる「もの」ではなくあくまでも「意 (manas)」の対象であることを強調した。一九一三一年のことである。

「法」と同義の “nis-satta” は「生命なきもの」ではなく「無我 (anātman)」と同義であることを指摘したのであつた。一九一三一年のことである。

そんで、七十年ほど前のローゼンベルグの見解を誤りなく

知るために、最も簡潔にして要を得ていると思われる「法」の説明の一節を左に示しておく。

あらゆる法の本質 (das Wesen jedes «dharma») は超越的 (transzendent) として不可知 (unerkennbar) である。意識的生命の流れ (der Strom bewußten Lebens) を形成しているのはたゞ諸法の自性或いは現象 (現象は現象) の流れを構成している要素 (die Elemente) が法 (dharma) ではなくして法の現象 (《Erscheinungen der dharma》, dharma-lakṣaṇa, 法相) に過ぎないが、しかし、簡略化してしまえば、法の現象 (《Erscheinung der dharma》) という語に代えて法という術語を用いてくる。そういう場合、法を直接、要素 (Element) という語で翻訳するよりも出来ぬ。

右の記述中、「法の現象 (法相)」という語に対峙して用いられてくる「法」もしくは「あらゆる法の本質」が、ローゼンブルグが言わんとしている「法」の第一の本来的意味なのであるが、それは超越的で不可知であって、実際上は「法の現象 (法相)」として現われるにすぎず、それが「要素」と記されてしまふ。通常の「法」の意味であるところのが、ローゼンブルグの考え方であり、アヒダルマの「法相」の教義としてみても正しく考え方であると思われる。しかも、かかる通常の「法」が「意」の対象とされる「法」だと考へることとは一向に差支えないものである。ところが、例の「保つもの (der Träger)」としての「法」が、超越的で不可知であるのをよしむと、

一挙に実体化されて下落してしまうと、本節の始めでもみた和辻博士のように、「保たれるもの」としての「法の現象」(事、A) が「保つもの」としての「法」(理、B) の上に乗つけて見られるようになつていく。そして、和辻博士の「空」に対する見方から、この方向で考えられていくから問題が起つてくるのである。

III 「現」について

さて、「法が本性 (Svabhāva, Eigensein, An-sich-sein) を持つ」とを「法有」⁽²⁹⁾ と考へる和辻博士は、ローゼンブルグが、それを「現象 (Erscheinung) を持つ」と解して現象の背後に「超越的基体 (transzendentes Substract)」を求めるのは「法有」に対する誤解であるといふ。続けて次のように批判する。またまた長文の引用になつてしまつが、和辻博士が「法有」に対する「法空」をどう捉えているかを見る上でも欠かすことのできない箇所なので、敢えてその一節の全文を引く。

かくローゼンブルグは法有の主張を理解せずして法を真実在的超越者と解するゆえに、法有に対する法空の主張をも全然理解しえざるに至つた。彼のいうとく相が超越的基体の現象であるなれば、諸法の実相を空とする主張は何を意味するであろうか。法の真実の現象は空である、——すなわち法は真実には現象しない

との主張がここに持ち出されるのであらうか。もしそうであるならばそれはまさしく「法はおのれの現象を持つ」との主張の相反である。しかし法空の主張は、果して「全然現象することなき超越的基体」ということきものの主張であろうか。ローゼンベルグといえどもかかる解釈は取り得なかつた。そこで彼は法空の主張を「超越的基体の拒否」であると解する。しかしながら法がその真義において超越的基体であり、しかもその超越的基体が拒否せられるとすれば、法空の主張はまさに法を拒否する主張となる。

かかる主張は仏教哲学のどこにも存しない。諸法の実相を空とするのは、空をもつて諸法の真実の本質とするのである。諸法の相は色受想行識ということくそれぞれ特殊の性格を持つが、その実相においてはかかる特性はすべて撓無せられる。かかる無差別空を真実の本質とするがゆえに、五蘊六入等の特殊的な法が初めてかかる法として立ち得ると主張するのである。すなわち法空の主張は法を拒否するどころか、反対に法を真実に建立する。従つて法空の立場から言えば、法が能持自性であるとの主張こそまさしく法を破壊するものであり、法の無自性空によつてのみ法は守られ得るのである。かくのことき法空の意義は、法を超越的基体とする立場からは全然把捉され得ない。（傍線傍谷）

和辻博士は、先にも指摘したごとく、会通的な「本覚思想」に乗つかったかのような仏教史観を取つてゐるので、右の引用文中でも、「法有」と「法空」とが真向から対立するものだとは見ようとはしていない。しかし、「法空」の仏教思想史上における意義とは、「能持自性」と解された「法」

が、文字通り「超越的基体 (transzendenten Substract)」の「有」の主張に転落したときに、それを真向から否定すべく登場したところにあると解すべきなのだ。だから、「法空」の意義は、法を超越的基体とする立場からは全然把握され得ない」どころか、アビダルマの「法」を「超越的基体」と押えることによって、その対立の意義も明瞭になつてくるようと思われるのであって、私は、ローゼンベルグがどこで明確に「法空の主張を「超越的基体の拒否」である」と指摘しているのかを知らないながらも、右引用文中の傍線箇所は、「かかる主張は仏教哲学のどこにも存しない」と難ぜられるべきものではなく、ナーガールジュナの思想史上の意義を評価するにはむしろ採用すべきものであるときえ考へる。もつとも、「法」が「縁起」である限り、「法」を否定する気なぞナーガールジュナにはなかつたであろうが、しかし、「法空」の主張は法を拒否するどころか、反対に法を真実に建立する」というような和辻博士の表現は極めて危険でさえある。いうのも、このような言い方では、真実の「空」(理、B) を根拠として「法」のあるがまま(事、A) が否定されずにそのまま肯定されてしまいかねないからである。事実、和辻博士は「法有の立場において語らるる法の体系が、第一義諦すなわち空の義あるによつて成じ得ることを龍樹は説くのである」と述べ、その根拠づけをナーガールジュナ(龍樹)は彼独特

の「空」の弁証法によつて仕遂げたと指摘し、「」の弁証法は一言にして言えば差別的な法が相依によつて可能であり従つて無自性空であることを明らかにするのであるが、我々はそこに重大なる二つの契機を見出すことができる」として、それ以下に、この契機を次のように叙している。⁽³³⁾

第一は差別と無差別との弁証法的統一である。（中略）眼は色において眼であり、色は眼において色である。両者は相依であつて自性を持たぬ。それ自体には空である。空であるがゆえに相似によつて眼は眼たり色は色たり得るのである。すなわち無差別であるがゆえに差別の法は成じ得る。差別は直ちに無差別であり、無差別は直ちに差別である。（傍線袴谷）

これは、「相依」によつて空を説明した典型的な例と言つてもいいが、かかる「相依」の考え方方が仏教を足元から崩壊させる最悪な理解だということは既に松本氏によつて鋭く剔抉されたとおりだと私も思つてゐる。その「相依」を具体例として示したもののが傍線箇所であるが、これは、「眼は色について空であり、色は眼について空である」と言い換えても同じことであり、どんなものでも任意の二項を取出してくればそれら相互の間で即座に「空」が成り立つてしまふ、「相互空 (itaretara-śūnyatā)」と呼ばれる最低の空性であることは仏教思想史上においても決つたことなのである。⁽³⁵⁾こんなものを、「差別と無差別との弁証法的統一」などといつて評価

したら、「無明と明との両極構造」を自讃している津田氏を喜ばせるだけであり、現状をそのまま「差別即平等」と肯定してしまう楽天家を得意にさせるだけにすぎまい。しかし、和辻博士は、かかる楽天的解釈を予め打破すべく、第二の契機を次のように続けて述べる。

第二は空が否定の運動たることである。龍樹が空無差別にて差別の法を成さるのは、空というものの（超越者）を持ち来たつて法を根拠づけるのではない。空が根柢であるとは、空によつて成せらるる法そのものが空ぜらるることである。否定が直ちに根拠づけなのである。破邪即顯正とはこの意味にほかならぬ。（中略）だから龍樹がその中論において否定するのは四諦五蘊縁起というごとき正觀の法であつて外道の邪法ではない。彼は因もなく果もないことによって因縁所生を可能ならしめたのである。

しかし、現実肯定の樂天的解釈を否定すべくいくら空の否定性を強調しようが、和辻博士の本音は第一の「相依」にあるのであって、「空」は「超越者」ではないとされながらも、やはり「相依」の現実（事、A）を支える根柢として働いていふ「空」の側面（理、B）は否定し切れていないのである。だから、結局は、この「空」が現実の「差別」を生み出すもののごとく考えられるに至り、その構造は、和辻博士によつて次のように叙せられている。⁽³⁶⁾

空がいかにして差別を生ずるかの問題は、しかし、龍樹の弁証法においてすでに暗指せられていると見るとともできる。空とは

静的なものではなくして空すること自身である。しかばそれ自身を否定することにおいておのれを現わさなくてはならぬ。すなわち空無差別は不空すなわち差別に現わることによつて空無差別自身を実現するのである。かく他者においておのれを実現することが「空すること」の本質であるとすれば、空は必然にまた「差別を生ずること」にほかならぬ。（傍線袴谷）

いかに和辻博士が本音を隠すに巧妙な言葉の魔術師であろうとも、ここには、無差別なる「空」（理、A）が差別なる「有」（事、B）として現われるという単純な構造が透けて見えるだらう。これを更に単純な表現でいえば、「真空」（理、B）より「妙有」（事、A）が現われるという、いわゆる「真空妙有」の「本覚思想」だということになるが、これを文字通り単純な意味において、大乗仏教思想の根幹に据えて仏教を語つた人が、木村泰賢博士(37)だつたのである。従つて、巧妙と単純との違いはあるにせよ、両者の仏教理解が同じ「本覚思想」という基盤に立つていたことは明らかであり、それが両者の根本的類似を示す以上、和辻博士を木村博士に対比させて、いくら「主知主義」とか「論理主義」とかの言葉で非難したところであまり意味のあることだとは思えない。「本覚思想」に就いた後半生の和辻博士は、それ自体ですでに充分、反「主知主義」であり反「論理主義」であることを物語つてゐるからである。

四 今後の課題

以上で、簡単ではあるが、和辻博士の空理解が「本覚思想」に基づく旧態然としたものであることは指摘しえたのではないかと思う。しかるに、この「本覚思想」が仏教ではないということは、松本史朗氏の *dhātu-vāda* の問題提起をしつかりと受け取める形で、私も再三主張してきたのでここに再説する必要はないが、この和辻博士の「本覚思想」的「空」(38) 理解が同博士の「倫理学」の根幹を支えていることになれば、問題はまた別な方向に拡がつて行かざるをえないのである。

先に紹介した山田洸氏は、和辻倫理学の全体系を支える考え方方に「空の弁証法」(39)があると指摘し、和辻博士の『倫理学』より次のような一節を引用している。

個人は全体性の否定であるといふまさにその理由によつて、本質的には全体性にほかならぬ。そうすればこの否定はまた全体性にほかならぬ。そうすればこの否定はまた全体性の自覚である。従つて否定において個人となるとき、そこにその個人を否定して全体性を実現する道が開かれる。個人の行為とは全体性の回復の運動である。否定は否定の否定に発展する。それが否定の運動なのである。ところで人間存在が根源的に否定の運動であるということは、人間存在の根源が否定そのもの、すなわち絶対的否定性であることにはならない。個人も全体もその真相においては「空」

であり、その空が絶対的全体性なのである。この根源からして、すなわち空が空するがゆえに、否定の運動として人間存在が展開する。否定の否定は絶対的全体性の自己還帰的な実現運動であり、そしてそれがまさに人倫なのである。だから人倫の根本原理は、個人（すなわち全体性の否定）を通じてさらにその全体性が実現せられること（すなわち否定の否定）にほかならない。それが畢竟本来的な絶対的全体性の自己実現の運動なのである。

(傍線袴谷)

右引用中の特に傍線箇所に示される考え方は、「真空妙有」の「本覚思想」を語る以外のなにものでもあるまい。「絶対的全体性」という「真相」の「空」即ち「真空」（理、B）において、「否定の運動」としての「人間存在」即ち「妙有」（事、A）が展開し、その「否定の否定」として「絶対的全体性の自己還帰的な実現運動」（事理無礙、AのBへの還帰）があるというわけだからである。かかる似非仏教によつて「人倫」が意味付けられたのではないのである。右引用文を始めの方に含んだ『倫理学』上巻が上梓されたのは、昭和十二年三月に刊行された文部省編纂の『國體の本義』⁽⁴¹⁾の翌月のことだったのである。勿論、この両書の刊行には、事実上はなんの関係もないであろうが、「人倫」や「国体」を「本覚思想」の上で意味付けしようとしている点に奇妙なほどの符号があることは認めねばなるまい。

しかし、和辻博士が似非仏教の「真空妙有」的「本覚思

想」に基づけて「倫理学」を構築しているという私の指摘以外は、既に山田氏によつてほとんど完全に和辻倫理学批判はなされていると思われる所以、あまり私自身が語り過ぎると氏の業績を奪うことになつてしまふであろう。そこで、少し長くなるかもしれないが、右引用文にも関説する山田氏の論究⁽⁴²⁾をそのまま以下に引用することにしたい。

さて人間存在の根本構造であるが、個別性が全体性の否定において、全体性が個別性の否定においてのみ成立し、さらに全体性の否定としての個別性が、ふたたび己れを否定して全体性に還らねば人間存在が成り立たないとして、そしてそれを「否定の運動」と捉えることが可能だとしても、だからといってなにゆえに、「人間存在の根源が否定そのもの、すなわち絶対的否定性」にほかならず、「個人も全体もその真相において「空」であり、その空が絶対的全体性」でなければならぬのであらうか。この点については、龍樹の空論がそのまま適用されたものであるといふ以上の理解は困難である。一步譲つて、否定の運動を根源において成り立たせているものを「絶対的否定性」または「空」と捉えることも不可能ではないとして、なぜそれが直ちに「絶対的全体性」と置きかえられるのであらうか。空の弁証法の第一の危険はここにある。すなわち、絶対的否定性が絶対的全体性と等置されることによって、それが全体性への通路を発見するならば、個別性と相互否定的関係にしかないはずの、いまだ個別性の否定を受けていない全体性が、そのまま絶対的全体性と同一視され、したがつて個別性の契機は否定されたまま、そこにおいてすでに活

かされていることとされてしまうのである。『日本倫理思想史』において、日本における絶対者が「一切の有るところの神々の根源でありつつ、それ自身いかなる神でもない」「神聖なる「無」」と捉えられており、天皇の権威も「無限に深い神秘の発現しきたる通路」と認められていたとして、天皇を「生ける全体性」の表現者にしているのはこの例であろう。

以上に示した山田氏の指摘は、極めて正確なものであり正鵠を得たものとさえ言つてよいと思われる。とすれば、「真空妙有」的「本覚思想」が、「生ける全体性」の表現者としての天皇までをも理論的に根拠づけることに用いられていたことを卒直に認めねばなるまい。和辻博士が『倫理学』上巻を上梓したのが、昭和十二年であったことは、先に見たとおりであるが、戦中の昭和十七年には同中巻を刊行、昭和二十四年の東大退官直後の五月の同下巻の刊行をもつて『倫理学』を完結、『日本倫理思想史』は、その後の昭和二十七年の一月に上巻、同年十二月に下巻が刊行されたのである。その過程で、和辻博士が戦前の思想を根本的に反省することなく、戦後にその和辻倫理学なるものを益々強固に構築していくことは、山田洗氏のような「倫理学」専門の学者によつて今後更に批判的に「倫理学」の問題として糾弾されていくに違いあるまいと思う。しかるに、少なくとも、私は、山田氏と同じ「倫理学」の立場からの批判はかなわないが、「仏

教学」を専攻する一人として、その方面からの和辻批判を惹起すべく試みていかなければならぬと考えている。それをしなければ、和辻博士の後半生において一挙に堕落的に許容されてしまった「真空妙有」的「本覚思想」を無批判に仏教であるかのように喧伝する梅原猛氏のような似非学者⁽⁴³⁾が跡を断たぬことになってしまふからである。否、それどころか、梅原氏のような似非学者下に纏い付くような人は、今回の「中沢問題」にも象徴されるように、専門家でないことだけを反アカデミーの証拠にするような人ばかりであつて、例えば、山折哲雄氏のように、仏教についての専門的知識を欠如していることを逆手にとつて、全くデーターメな考え方を仏教だと吹聴して恥じるところがないから注意を要する。

山折氏は、「論理主義」の和辻博士を批判して木村博士を持ち上げて⁽⁴⁴⁾いるが、もし山折氏が仏教の専門家であれば、木村博士の素朴实在論などを仏教だなどと今更吹聴できるはずもなく、「論理主義」の和辻博士のみが今でも批判に値する仏教学の成果なのであって、それからなんの論証もなしに後退することなど学問的手段の上では許されるはずもないことなのである。和辻博士が『原始仏教の実践哲学』を刊行したのは、昭和二年で著者三十八才の年であったが、この若さをピーカとして博士の仏教理解も「論理主義」から後退していくこと先に見たごとくなのだが、博士以降の研究者が、本書を

批判して先へ進むことなくここから後退してしまったら、それはもはや仏教ではなく、和辻博士のいう「自然的立場」に戻ることにほかならないことを思い知つておかなければなるまい。和辻博士は、本書において、仏陀は哲学的思索を斥けたのではなく、無我、五蘊、縁起等を真に哲学的問題として扱つたのであるとし⁽⁴⁵⁾、かかる仏教の正しい考え方に対する「不知 Nichtwissen」が「無明 (avijā)」であると正確に抑え、翻つて、「無明」を後期バラモン哲学のマーヤーの⁽⁴⁶⁾と同じ意味に引き寄せてショーペンハウエルの「盲目的意志」と同置させる木村博士を厳しく批判したのである。しかるに、山折氏や津田氏は、この時点の和辻博士を「論理主義」的であるとか「主知主義」的であるとかと言つて批判し、むしろ木村博士的な「盲目的意志」寄りの解釈の再評価を画策していると見てよいのだが、仏教が「縁起」を正しく知る「知性 (paññā、智慧)」の宗教である限り、なんの論証もなく、その三十八才の和辻博士から後退すべきではなく、むしろその「知性」の選択を研ぎ澄まして先へ進むべきなのだ。にもかかわらず、それを放棄し、木村博士的な世界の反動的復権の画策に荷担するなら、後半生の和辻博士が日本文化への還帰と共に「倫理学」の根柢に据えるようになつていった「真空妙有」的「本覚思想」を木村博士の世界と一緒にして温存してしまう結果に終るであろう。しかし、時間的な「縁

起」とは全く逆様で、天皇をすら「生ける全体性」の表現者として位置づけてしまうような「本覚思想」を仏教ではないと決定に思い定めた時には、仏教研究者もしくは仏教徒たらんとするものであれば、「本覚思想」をまるで仏教であるかのように言い慣わしてきた過去の重荷から逃れることなく、「本覚思想」に基づく和辻倫理学をその面から剔抉していく「本覚思想」に基づく和辻倫理学をそのまま適用されたものではねばならない」などと戯けたことを考えずに、むしろ知を研ぎ澄ませて事の本質を鋭く剔抉し批判し続けていくことが大切である。山田洸氏は和辻博士の『倫理学』の「空」の弁証法について「龍樹の空論がそのまま適用されたものである」と述べていたが、この中の「龍樹の空論」の部分は、むしろ「本覚思想的空論」と改めた方が適當かもしけず、ナーガールジュナの「空」は、少なくとも天皇制を保証するようなものではありえず、必ずや知性による批判の繼續でなければならぬはずだ。本稿の始めに示した『中論頌』第二四章第一八頌前半に引き続く後半は次のとおりである。

sā prajñaptir upādāya pratipat sāiva madhyamā //

それ (=空であるいふ) ば、依存的に仮設されたものであり、それだけが中道である。

私にとっては、批判を継続することが「空」であり、それを二度と繰返すことのない時間の中で言葉だけによつて批判

を重ねること、「依存的に仮説されたもの」であり、その言葉だけによつて批判すべき対象を「二者択一」に追込んで決して「あれも」れど「あれ」の妥協を許さない」とが「中道」なのである。「あれゆき」の妥協を許せぬためにば、神と人との間をウロチヨロするヘルメース(Hermes)とも同根の「解釈学」(Hermeneutik, hermeneutics)⁽⁴⁹⁾も和辻博士批判に絡めて問題としなければならないが、本稿で論じきれなかつた問題と共に、これは今後の課題として論究することにしたい。「解釈学」と密接に関係する実存主義によれば、「実存は本質に先立つ(L'existence précède l'essence)」⁽⁵⁰⁾となるが、先立つことだけを価値的に優先せらるなら我々も動物である」とになんの不思議もありえないが、我々は本質を言葉だけによつて語ることによって始めて人間になつたのであって、動物にならずしては決してここから後戻りすることとは許されないのである。言葉によつては「あり語る」とだけ我々ははつきりと変りうる。それ以外の「無常」では「山川草木」の「無常」にしか過ぎない。あまりにも後戻り讃美の世中なので、当たり前過れる」とを、蛇足ながら一言付記した次第である。

credo ut intelligam

註

(1) 拙稿「縁起と真如」(昭和五十九年九月七日脱稿)『平川彰

和辻博士における「法」と「空」理解の問題点(複合)

博士古稀記念論集・仏教思想の諸問題』(昭和六十年六月)、一九三一一一一頁、特に、二〇九頁参照。

(2) 松本史朗「縁起について——私の如来藏思想批判——」『駒沢大学仏教学部論集』第一七号、(昭和六十一年十月)四三七—四九四頁参照。

(3) 前掲松本論文、及び、同「空」「岩波講座・東洋思想」第九卷(近刊所収予定)を参照されたい。なお、後者は、同じく同巻所収予定の拙稿「真如・法界・法性」(昭和六十二年八月二十九日脱稿)の原稿コピーを、松本氏の帰国後に差上げた返礼も兼ねたからであろうか、私の方も原稿コピーにて、本年六月十五日(水)に拝受したものである。記して感謝申上ひた。

(4) MN, I, pp. 190-191:『南伝』九卷、三三三九頁。なお、前註2の松本論文、四九〇頁、註37も参照されたい。

(5) Poussin ed., p. 6, II.1-2. など、ibid., p. 160, II.5-6も参照されたい。

(6) Ibid., p. 503, 1.10. なお、前註3の松本論文、引用「2」及びそれ以下の記述も参照されたい。

(7) 津田真一「般若經」から「華嚴經」く『仏教思想史論集I』(成田山仏教研究所紀要)第一一號、昭和六十三年三月)、二九一一三九五頁参照。なお、本論文、三一〇頁には、私の名が誤つて闕説されてるので誤解を正しておきたい。私は、津田氏の詮うような、『駒沢大学仏教学部論集』の編集者ではない。学内の諸係の一人として、同、第一七号の編集係であったことはあるが、當時、編集者ではありえないことは、

御下間のあつたお電話でも断つておいたはずだ。また、学部の雑誌で大学から費用の全額が支給されるものに、専門、学外者に執筆させることができない規約があったとしても、それほど不当で驚くべきことであろうか。これは、私が本誌本号の「書評」欄に書いたように、私が依頼に応じて書いた原稿を季刊『仏教』から切られてしまつたことは全く事情が異なることなので、散えて余計な弁明を加えた。

(8) 以上については、前註7の津田論文三一〇—三一一页、及び三一三頁を参照されたい。

(9) 以上については、前註7の津田論文、三五〇—三五一頁参照。

(10) 大久保道舟編『道元禪師全集』上、「仏道」、三八二—三八三頁。なお、拙稿「道元の否定したもの」『禪画報』第五号(昭和六十三年八月二十日刊行予定)、及び「道元に対する

「全」の仏法」的理解の批判』『宗教学論集』第一四輯(昭和六十三年三月)、一一九—一三六頁参照。

(11) 松本史朗「如來藏思想は仏教にあらや」『印仏研』三五一

一(昭和六十一年十二月)、三七〇頁で希望者に配布するとされた註1中で言及された拙稿「道元理解の決定的視点」『宗学研究』第二八号(昭和六十一年三月)、四三一四八頁を参照。なお、この拙稿は、前註2の松本論文、四八二頁、註12でも指摘されているので、見る気になれば津田氏も見れたはずだ。

(12) 季刊『仏教』No.1(昭和六十一年十月)、一一八—五七頁。

(13) 山田洸『和辻哲郎論』(昭和六十一年九月、花伝社)。

(14) 『和辻哲郎全集』第九卷、四七一—四七二頁。著述年代は山田前掲著、五五頁による。

(15) 前註13の山田著、五五一五六頁。

(16) 前註13の山田著、五一—五二頁の引用を指す。本稿、註40として引用したものと同じ。

(17) いこでは、特に、拙稿「宣長の両部神道批判——思想と言語の問題に関連して——」『仏教學』第一〇号(昭和六十一年十月)、六七一九一页、及び同「仏教と神祇——反日本学的考察——」『日本仏教学会年報』第五二号(昭和六十二年三月)、九九一一八頁のみを指摘するに止める。

(18) 前註2の松本論文、四四五—四四六頁参照。

(19) 『和辻哲郎全集』第九卷、四六一—四六三頁参照。

(20) Otto Rosenberg, *Die Probleme der Buddhistischen Philosophie* (Heidelberg, 1924), p. 83; 佐々木現順訳『仏教哲学の諸問題』(昭和五十一年七月、清水弘文堂)、九七頁。なお、それぞれの説明については、直前の p. 80 ff.: 九四頁以下を参照されたい。

(21) 松本史朗「チャンドラキールティの論理学」『駒沢大学仏教学部研究紀要』第四三号(昭和六十一年三月)、一一〇三一—一一〇二頁参照。なお、一般的ではあるが、初出については、奈良康明編著『仏教の実践』(昭和五十八年十月、東京書籍)、五五頁(松本史朗執筆箇所)参照。

(22) *Op. cit.*, p. 80, II. 29—31: 前註20の佐々木訳、九四頁。

(23) *Minākṣi Hindi-Amgareji Kośa* (Minākṣi Prakāśana, 1980), p. 374 の dharma の項と "1. religion. 2. duty. 3.

function, intrinsic quality or property.” とある。

(24) 抽稿「批判の心の辨證」『駒沢大学仏教学部論集』第一八号、四三四頁、註62参照。なお、この機会を利用して『宗教学一』に対しても更に引き続いて以下のような修正を加えた。六九頁、一行「ダルマは」より五行「使用されている。」までを、「従つて、ダルマは、今日においても、インド文化において、永年にわたり、保持され、支持され、確立されてきた、〔宗教的規範 (religion)、〕社会的義務 (duty)、および、〔基体に保たれ所屬する〕考へられる働き (function) や固有の性質 (intrinsic quality) や属性 (property) などの意味で広く使用せられてゐる。」と記正する。六九頁、一五行「しかし」より七〇頁、七行までは、「しかし、Bはともかく、ダルマをDの意味で捉える、同夫妻の、いわば素朴实在論的理解を逸早く厳しく批判したのが、ロシアの仏教学者ショルバースコイ (Shcherbatetskoy) である。Dにを集められた用例が、仏教特有であるのは、それが複数の「事物」を意味しているからではなく、そのダルマ (法) こそが仏教の「諸法無我」の哲学を表わしているからにはかならないと見做す。」と記正する。八〇頁、一九行の「現象」を、「個々の「法」と改める。同、一一〇行の二箇所の「現象」を、「法」と改める。同、一一〇行「種々の条件相互の流れであつて」を、「無我」なる「法」にはかならないのであって」と記正する。同、一一〇行「この場合」より八一頁、一〇行「(anattan, anātman) である。」までは、「この場合、先の「法の意味」の項で指摘した、「保たれるもの」を原義とする「性質」の意味である。」の意味での「法」が、多く複数で用い情) や nij-jiva (無命者) の解釈に託けて「生命なき事物」

という意味を引き出そうとする姿勢を酷評する。しかるに、このブッダヨーサの解釈は、dhamma (法) には事物とみられるような実体としての satta (有情) や jiva (命者) がないという「無我」説を示そうとしたものなのである。もとより、今日となつては、「法」の解釈の中心に説一切有部的伝統を持込んだシチュルバトコスコイの見解にも正されるべき点はあるが、彼が「法」を「無我」と押えた点で後戻りすることは許されるべきではあるまい。」と記正する。七〇頁、八行の「ダルマの最後の意味D」を「仏教において「法」は「縁起」と同義のように用いられるが、それも「法」が「無我」を表わしていふからにはかならない。「無我」なる「法」と記正する。八〇頁、一一三行「仏教では、」より一六行「流れゆく。」を、「仏教では、独自的に存在する実体をなし一つ認めず、すべては変壊を性質とし (vipariṇāma-dhamma)、時間的因果の流れとして、形成されたものは次後には変化してしまふものとして一時も安住せずに流れ去ると見做す。」と記正する。八〇頁、一九行の「現象」を、「個々の「法」と改める。同、一一〇行の二箇所の「現象」を、「法」と改める。同、一一〇行「種々の条件相互の流れであつて」を、「無我」なる「法」にはかならないのであって」と記正する。同、一一〇行「この場合」より八一頁、一〇行「(anattan, anātman) である。」までは、「この場合、先の「法の意味」の項で指摘した、「保たれるもの」を原義とする「性質」の意味である。」の意味での「法」が、多く複数で用い情) や nij-jiva (無命者) の解釈に託けて「生命なき事物」のねる」とは、「行」の場合と共通するが、内容上も両者は

互いに重なり合う面が多い。ただし、同じく仏教の基本的考え方方が述べられていても、後者の場合には、「諸行」が直接時間的側面から表現されて「無常」だと語られるのにに対して、前者の場合には、「諸法」が、その背後にそれを支えるものとして空間的側面から実体視されやすい基体が否定されて、「無我」だと言われてくるところ違はない。この際の、「実体」や「基体」の否定が「無我(anattan, anātman)」の意味である。」と記正する。⁽²⁵⁾ハ一頁、一二四行「心のようもない」よりハ二一頁、七行「観続けた。」までを、「正しい教えを知性(paññā, prajñā、智慧)によって選びぬいたにほかならない。仏陀の知性は正しことだけを峻別し続けたにちがいない。」と記正する。⁽²⁶⁾ハ五頁、八行「冷徹にして」より同、一〇行「智慧のこと。」までを、「慧とは正しこ」と誤ったことを峻別する知性のことや、要するに、「無我」などの仏教の正しい教えを選びぬいたを意味する。」と訂正する。⁽²⁷⁾ハ六頁、八行「[(諸条件に)]」より同、九行「を指す。」までを、「(前の支分に)依存して起ること」を直接の意味とし、「先行する支分に依存して起つてゐる諸法の時間的な因果関係」を指す。」と訂正する。⁽²⁸⁾ハ六頁、一〇行「されあれば」より同、一二行かれ「滅す」までを、「これあればかれ生じ、これ生ずるがゆえにかれ生じ、これなければかれ生せず、」とれ滅するがゆえにかれ滅す」と訂正する。⁽²⁹⁾ハ六頁、一七行「[縁起]は」より同、一八行「説かれたりするが、」までを、「[縁起]には、その支分を、五支とするものや十支とするものなどがあつたが、最終的には十一支に確定

された。後代には、その十一支の解釈を巡る煩瑣な議論の過程で、「縁起」が実体視されたり、その批判として「縁起」は「妄」として説がれたりするが、」と記正する。

- (25) *Op. cit.*, p. 81, II.16-17: 前註20の佐々木訳、九五頁。
 (26) 『和辻哲郎全集』第九卷、四六四一四六五頁。

- (27) Th. Stcherbatsky, *The Central Conception of Buddhism and the Meaning of the Word "Dharma"* (London 1923), p. 16, n. 2; p. 27, n. 4: 金園秀友訳『小乗仏教概論』(昭和三十八年八月、理想社)、五五一五六頁、註10、同、七六頁、註14参照。なお、この件は、スチュルベトスコイへの言及はないが、前註2の松本論文、四五八頁中でも全く同様に論じられている。

- (28) *Op. cit.*, p. 81, II.20-29: 前註20の佐々木訳、九五頁。
 (29) 『和辻哲郎全集』第九卷、四六七頁参照。
 (30) 『和辻哲郎全集』第九卷、四六八一四六九頁。
 (31) *Op. cit.*, p. 111, n. 11: 前註20の佐々木訳、一一七頁、註11を指すのかとも思へが、ソリドは“daß nach der Lehre der Sūnyavādins die dharma leer und attributlos (hōkū) sind”心あるだけや、「超越的基体の拒否」の意味は到底読み取れない。これを直接言つていたとしたい、ローゼンベルグも更にスカイと思えるのだが、和辻博士の理解に基づく単なる要約に過ぎないのがやしれない。
- (32) 前註3の松本論文、第四節を参照されたい。
- (33) 『和辻哲郎全集』第九卷、四七三頁。この前後についで、以トシヤンの指摘しないので、同、四七一一四七四頁を合む

せて参照されたい。

(34) 前註2の松本論文、四四九一四五一页、四七三頁など参考照。

(35) 拙稿「空性理解の問題点」『理想』No.六一〇(昭和五十九年三月)、六一頁参考。なお、Shiro Matsumoto, "Lankavatāra on itaretaraśinyatā", 『駒沢大学仏教学部論集』第一四号(昭和五十八年十月)、三五〇—三五三頁も参考されたい。

(36) 『和辻哲郎全集』第九卷、四七四一四七五頁。

(37) 『木村泰賢全集』第六卷(『大乗仏教思想論』)、六〇一六一頁、九四一九五頁、一一三頁、二一〇一一七頁、二三九一四〇頁、二四四一一四五頁、三四四一三五三頁、四七一頁など参考。

(38) 前註17、24の拙稿や、同「差別事象を生み出した思想的背景に関する私見」『駒沢大学仏教学部研究紀要』第四四号(昭和六十一年三月)、一九八一一一六頁など参考。しかるに、

私が、松本氏の *dhātu-vāda* の問題提起を受けながら、その呼称を用いず「本覚思想」を用いるのは、勿論、同氏に異を唱えるためではなく、日本思想史の問題としてこれを論ずる場合は、これを肯定的に評価してきた従来の成果をも含めて、圧倒的に優位に用いられている呼称を全面否定する方が有効と判断しているからである。

(39) 松本史朗氏は、「仏教研究雑感」と題する本年五月二十三日

か本来空ならん」の一節を含む一段を、私が「道元の本覚思

想」批判と見做すのに対し、「空思想」批判と見做すと主張し、前註3の松本論文、註2においてもそれを明記している。道元が「業障は空ではない」と述べている以上、それは直接「空」を批判していることは明らかであるが、私は道元の批判対象には一貫した体質があり、それを敢えて私が道元も用いてはいない「本覚思想」という言葉で呼んでいるにすぎない。日本において風靡した「空」思想で「本覚思想」なられるものではないと今でも判断するゆえに、それを意図して、本稿でも「本覚思想」的「空」などという言い方をすることにする。問題は、「本覚思想」的ではない「空」などが、インド等に確固とありえた場合の処理の仕方にあるのではないかと思ふ。

(40) 『和辻哲郎全集』第一〇卷、一二六頁。なお、前註16を参考されたい。

(41) 『國體の本義』については、前註17の拙稿後者、一〇六頁、一一五頁、註20、及び拙稿「「和」の反仏教性と仏教の反戦性」『東洋学術研究』第二六卷第二号(昭和六十二年十一月)一〇六一一二八頁参考。

(42) 前註13の山田著、六〇一六一頁。

(43) 前註17の拙稿後者を始め、私の梅原批判は多いが、その当時私の知らなかつた梅原批判として、前註13の山田著、一四九一七六頁の「新京都学派と和辻哲郎」を挙げておきたい。

(44) 前註12の山折氏の作文参考。

(45) 和辻哲郎『原始仏教の実践哲学』(『和辻哲郎全集』第五卷に同じ)、九七頁参考。なお、これについては、拙稿「釈尊

私観』『日本仏教学会年報』第五〇号（昭和六十年三月）、一九一四六頁も参照されたい。

六五頁参照。

（昭和六十三年七月十六日）

（46） 和辻前掲書、二三四一二三五頁参照。

（47） 前註12のごとき作文のみならず、山折氏は、本稿を書いている途中の本年七月十三日（水）の『毎日新聞』（夕刊）でも「文化」欄に「原点にふれぬ宗教ブーム」と題する一文を草し、「よく分らないが、心の領域」というのはコスマス（神）とカオス（悪魔）が重なり合っている世界なのである。そこには宗教の原点となるような湿原地帯が横たわっているはずなのだが、しかし今日流行の「心」信仰はそうした荒涼とした心の内景をさり気なくやりすぎしているように私はみえる。」と述べて、題名の意図も自ら解る仕組みだが、しかし知性を欠如した「原点にふれぬ宗教ブーム」を煽つているのが御當人であることについては、拙稿「季刊『仏教』の発刊に寄せて」と題した「仮説」——（本誌本号）を参照されたい。

（48） 前註6参照。Op. cit., p.503, 1.11.

（49）『和辻哲郎全集』第九巻（『人間の学としての倫理学』）、一六八—一八五頁、特に一六九頁参照。なお、前註13の山田著、七五—九二頁の「空の弁証法と解釈学」も参照された。私は、いずれ相当の準備期間をおいて、和辻のみならず、ハイデッガーをも含めて、現今に及ぶ「解釈学」批判を試みたいと思っている。

（50） Paul Foulquier, *L'Existentialisme (Que sais-je?, 253)*

p. 56: 矢内原伊作・田島節夫『実存主義』（文庫クセシュ）

（昭和六十三年九月二十一日付記）